

(案)

# 稚内市 地域防災計画

稚内市は、災害発生時に市民の生命、財産を守るとともに、被害を最小限にとどめ早期に都市機能を復旧させることができる、災害に強いまちづくりを目指します。

## 概要版

稚内市防災会議

## 防災ビジョン

稚内市は、災害発生時に市民の生命、財産を守るとともに、被害を最小限にとどめ早期に都市機能を復旧させることができる、災害に強いまちづくりを目指します。

(1) 防災意識の高揚と伝達システムの充実

災害に関する広報活動や出前講座を充実させ情報提供を行うとともに、災害時マニュアル、防災地図などの作成に取り組み、災害への意識の高揚に努めます。

また、各関係機関との情報連絡システムの強化・拡充を図りながら、災害発生時に市民に対し、災害情報、避難情報などを、迅速に周知伝達できる体制を整備していきます。

(2) 地域防災体制の強化・支援

災害発生時に地域市民の助け合いによる避難活動などが行われるように、自主防災組織の設置を促すとともに、定期的な防災訓練を行っていきます。

また、備蓄品の整備拡充を進めるとともに、民間企業などとの防災協定の締結を促進し、避難物資の供給や救助・救援体制の強化を図っていきます。

(3) 災害予防の強化

河川、治水、津波、土砂、崖崩れなどの災害が予想される危険区域を把握し、予防対策を推進するとともに、行き止まりや狭い道路の解消、住宅密集地の解消や建物の不燃化などを促進します。特に、海上における流出油防除対策について強化します。

(4) 耐震診断及び耐震化の促進

災害発生時に避難場所となる学校や公共施設などの耐震診断と耐震化を推進するとともに、一般住宅をはじめとする民間の建物に対しても耐震化を促進します。

また、上・下水道など建物以外の公共施設についても併せて耐震化を推進します。

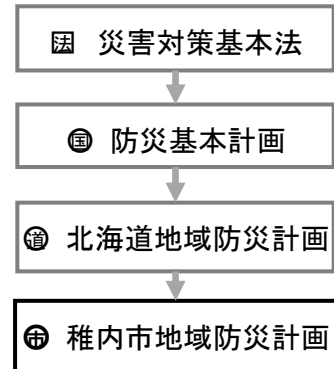
(5) 国民保護法への対応

テロや武力攻撃の事態に際しては、防災体制を活用しながら速やかな対応ができるよう、関係機関と連携を図り、体制の強化に努めます。

## 地域防災計画の目的

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき市防災会議が作成する計画です。

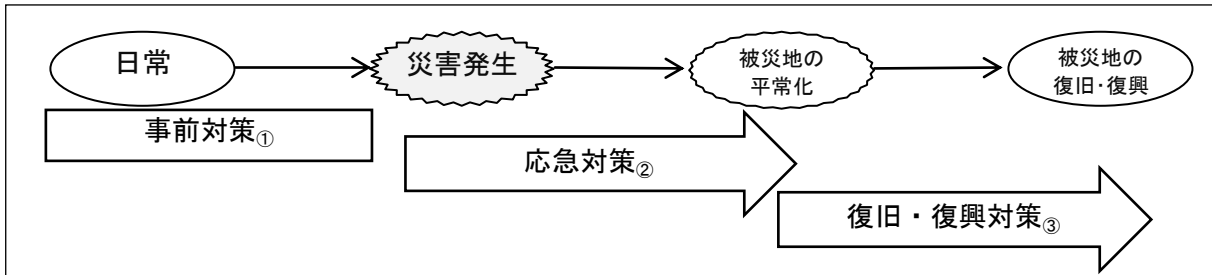
稚内市の災害予防等事前対策<sup>①</sup>、災害応急対策<sup>②</sup>、災害復旧・復興対策<sup>③</sup>について、市民、企業や団体と市及び関係機関が行う事柄をあらかじめ定め、災害発生時に協力して防災活動を行うことにより災害の拡大防止と被害の軽減を図ることを目的とし、毎年、見直しをしながら策定しています。



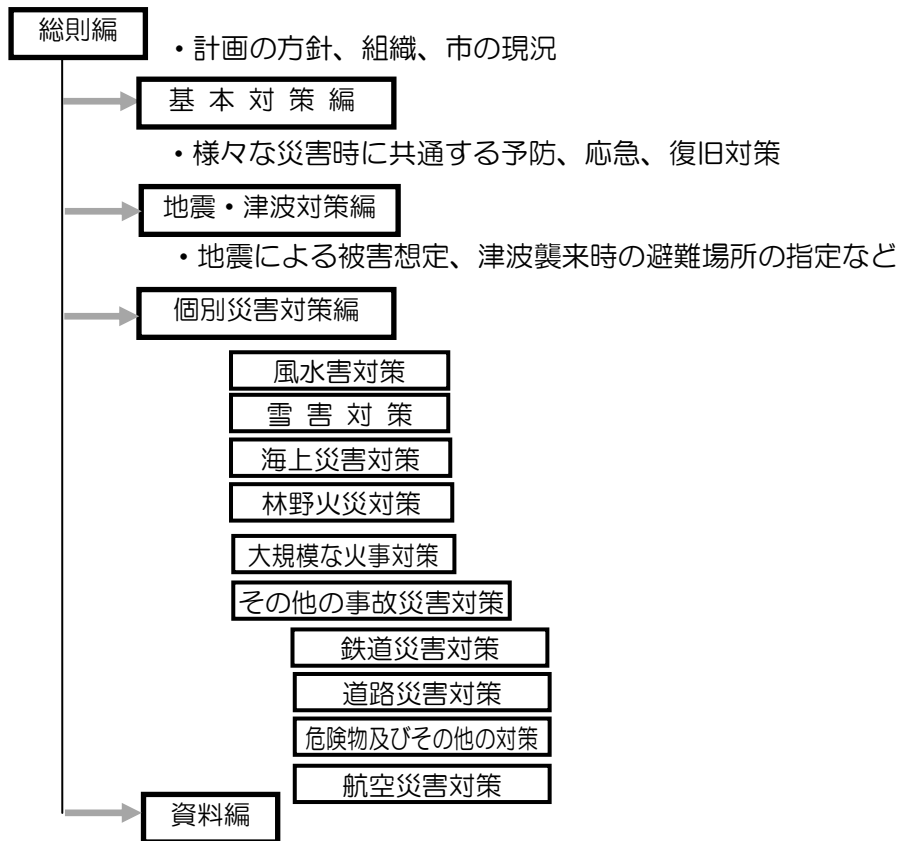
災害予防等事前対策<sup>①</sup>とは、災害の発生を未然に防止し、被害を最小限にとどめるため、市、防災関係機関、市民及び事業所・企業等が日頃から行うべき措置です。

災害応急対策<sup>②</sup>とは、災害の発生後において、市及び防災関係機関が行う対策です。

災害復旧・復興対策<sup>③</sup>とは、被災した施設の原形復旧に加え、被害の再発防止並びに市民の生活の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、市及び防災関係機関が講ずべき措置です。



## 計画の構成



総則編

■それぞれの立場と責任で災害に備えましょう

市民、自主防災組織及び事業所の責務

自  
助

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えをしましょう。また、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めます。事業者も従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域市民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めていくよう協力を求めています。

地域の防災力

共  
助

市民自身が「自分たちの地域は自分たちが守る」という意識を持ち活動できる仕組みとして町内会等の組織を生かした自主防災組織づくりを推進します。災害時の機動的な応急活動実施を目指し、自主防災組織の育成支援をしていきます。

稚内市の災害対策

公  
助

市は、市防災会議、防災関係機関と緊密な連絡、協力連携のもとに災害予防及び災害応急対策を実施していきます。

■市 災害対策本部の立ち上げの判断基準

本部は、基本法第23条の2第1項の規定により、次の各号のいずれかに該当し必要と認めたとときに、市長が設置するものとします。

- ア 災害が発生し、その規模及び範囲、社会的影響等から特に対策を要するとき。
- イ 気象・地象及び水象について異常を示す情報又は警報が発表されるなど、大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- ウ 津波警報が発表されたとき。
- エ 震度5弱以上の地震が発生したとき。
- オ 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき。

本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る市長の職務に関して、市長以下、事故や安否が不明な状況にあるときも災害対応を緊急、かつ中断することなく継続するため、職務責任の序列によって職務の代理を務めます。

特別警報

気象庁は、平成25年8月30日から「特別警報」の運用を開始しました。警報の発表基準をはるかに超えた、数十年に一度の現象が予想される場合に発表されます。

## 基本対策編

## ■災害通信手段

市や防災関係機関は、災害発生時に迅速かつ正確で分かりやすい情報を収集し、以下の情報を防災ラジオ、防災メール、広報車、広報紙など多様な手段で市民に伝達します。

時 期	内 容
災害発生前	①気象等に関する警報等（大雨・洪水等の警報、特別警報等） ②事前避難情報 ③土砂災害警戒情報
災害発生直後	①災害の発生状況 ②洪水等に関する情報 ③災害対策本部の設置 ④安否情報 ⑤被害状況の概要 ⑥避難所等の情報 ⑦救援活動の状況 ⑧二次災害防止に関する情報 ⑨災害応急対策の実施状況 ⑩医療機関の活動状況 ⑪水・食糧等の物資供給状況 ⑫ボランティア受入れ情報 ⑬その他（被災地からの情報発信及び災害時の連絡方法として、公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や通信事業者各社が提供する災害用伝言板の利用について周知を図る。）
生活再開時	①ライフラインの被害状況と復旧見込み ②生活必需品の供給状況 ③道路・交通情報 ④医療情報 ⑤教育関連情報 ⑥災害ごみの処理方法 ⑦相談窓口の開設状況 ⑧その他（被災地からの情報発信を含む）
復興期	①り災証明・義援金関連情報 ②住宅関連情報 ③各種貸付・融資制度情報 ④各種減免措置等の状況 ⑤復興関連情報 ⑥その他（被災地からの情報発信を含む）

## ■避難勧告・避難指示

市は、市民や滞在者の生命、身体の保護を目的に、滞在している場所から別の安全な場所への立ち退きを求めることがあります。次のような場合に市民に伝達します。

種 類	情報の意味	発令するタイミング
避難準備情報	気象情報等に注意を払い、避難の準備を促すとともに、避難に時間を要する避難行動要支援者などが事前に避難するための目安となる情報	① 土壌雨量指数※が大雨警報（土砂災害）の発表基準を超えたとき。 ② 避難の準備又は事前に避難する必要があると認められるとき。
避難勧告	その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す情報	① 土壌雨量指数が土砂災害警戒情報の発表基準を超えたとき。 ② 河川がはん濫注意水位を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。 ③ 近隣で災害前兆現象が発見される等、事前に避難を要すると判断されたとき。
避難指示	被災の危険が目前に切迫しているなど、事前避難のいとまがない場合に至近の安全な場所に緊急に避難するよう強く促す情報。 ただし、避難行動をとることでかえって危険が及ぶおそれがある場合は、屋内での安全確保を求めます。	① 津波注意報、津波警報及び大津波警報が発表されたとき ② 土砂災害警戒情報及び記録的短時間大雨情報が発表されたとき ③ 災害が発生する等、被害の危険が目前に切迫しているとき。

※土壌雨量指数…降った雨がどれだけ土壌に溜まっているかを表す数値

## ■避難行動要支援者対策

市及び社会福祉施設管理者は、避難行動要支援者※の安全を確保するため、市民及び地域の協力を得て、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努めます。

※要配慮者……………高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方

避難行動要支援者…災害発生時の避難等に特に支援を要する以下の要件に該当する方

- ア 要介護認定 3～5 を受けている方
- イ 身体障害者手帳 1・2 級の第 1 種を所持する方
- ウ 療育手帳 A を所持する知的障害者の方
- エ 精神障害者保健福祉手帳 1 級または 2 級を所持する方
- オ 市の支援を受けている難病患者の方
- カ その他避難支援が必要と市長が認める方

避難行動要支援者名簿※を作成し、これに基づいて避難支援を行います。なお、支援にあたっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意します。応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努めます。在宅での生活が可能と判断した場合は、その生活実態を的確に把握し適切な援助活動を行います。また、救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、適宜、道及び隣接市町村へ応援を要請します。

※避難行動要支援者名簿…記載する情報の範囲

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他連絡先
- カ 避難支援等を必要とする理由
- キ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

## ■指定避難所・指定緊急避難場所の整備

市は、災害の危険が切迫した緊急時において市民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、地震被害予測の結果や過去の災害履歴、避難収容人数等の各施設環境を考慮し、地震災害、津波災害、土砂災害等の異常な現象の種類ごとの災害に応じた指定緊急避難場所・指定避難所を指定しています。

### (1) 指定緊急避難場所

災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する場所等を、あらかじめ当該場所等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定します。

### (2) 指定避難所

災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定します。指定避難所の運営は、避難者の状況を早期に把握し、指定避難所における生活環境に注意を払うとともに、必要に応じてプライバシーの確保に配慮するものとします。また、指定避難所の運営に関しては、町内会及びボランティア組織等の協力を得るものとします。

## ■関係団体との協定締結の推進

災害時には、あらゆるサービス、物資、輸送が、平時の通り活用できなくなります。市は、災害対応可能な機動力が保持できる程度の備蓄を進めると同時に、災害が長期化する場合に備え、各方面の主体との災害協定の締結を推進します。

- ・災害応急対策等に係る業務を行う企業と国・地方公共団体との協定締結を促進
- ・燃料、食糧、生活物資の供給に関する民間企業との協定締結を促進
- ・物資の緊急輸送に関する民間企業との協定締結

## ■窓口体制の整備

大規模な地震などが発生し、多くの被災者が出たときは、り災証明の発行や各種手続業務に混乱を生じないよう、留意する必要があります。り災証明の発行、ボランティアの受入れなど窓口業務の円滑な実施を図り、被災者の生活の早期回復と自力復興を1日でも早く実現できるよう、体制の整備を推進します。

## ■メンタルヘルス対策

市は、医務対策部の協力を得て、避難所等に災害の状況に応じて、メンタルヘルスの相談窓口を設置し、被災者の精神的な動揺や不安に対して相談に応じ、被災者の精神的な負担の軽減を図れるよう努めます。

## ■緊急交通道路等の確保

市は、稚内開発建設部、宗谷総合振興局稚内建設管理部等の道路管理者、自衛隊及び稚内警察署の協力を得て、道路の被害・渋滞等の情報を収集し、障害物の除去、道路施設の復旧を実施します。障害物の除去及び施設の復旧は、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会が策定したネットワーク計画における緊急輸送道路の一次路線及び公安委員会が指定した緊急交通路等から優先的に実施します。

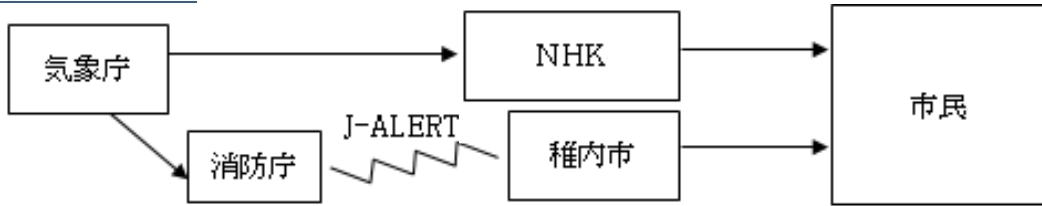
## ■応援要請

市は、市域において地震などによる災害が発生し、救助・救出活動、医療活動及び食糧や水の供給等の応急対策活動において、市単独では対応することが難しいと判断したときは、被害の状況等を報告した後、各法令、協定、災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書等に基づき周辺自治体、防災関係機関及び民間企業等に対し応援を要請し、迅速な応急対策活動の実施を図ります。

一方、周辺自治体等において災害が発生し、救助・救出活動や医療活動等の支援を要請されたときは、市は、被災自治体が行う応急対策活動を支援します。

## 地震・津波対策編

### ■緊急地震速報の伝達



### ■災害広報

市は、地震の発生時および津波の発生時に市民に対して正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるように努めます。

- (1) 津波に関する情報（注意報、警報、危険区域等）
- (2) 指定緊急避難場所等について（指定避難所の位置、指定緊急避難場所の位置、経路等）
- (3) 交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域）
- (4) 火災状況（発生箇所、避難指示等）
- (5) 電気、水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
- (6) 医療救護所の開設状況
- (7) 給食、給水実施状況（供給日時、場所、種類、対象者等）
- (8) 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- (9) 道路、橋梁、河川、港湾等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- (10) 市民の心得等民生の安定及び社会秩序保持のために必要とする事項

### ■津波警報・注意報の発表基準・解説・発表される津波の高さ等

種 類	発表基準	解 説	発表される津波の高さ	
			高さ	表現
津波特別警報	予想される津波の高さが高いところで3メートル以上である場合	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	10m超	巨大
			10m	
			5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1メートル以上3メートル未満である場合	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。	1m	(表記しない)

### ■指定緊急避難場所の確保及び管理

地震及び津波災害から市民の安全を確保するために必要な指定緊急避難場所及び避難路の整備を図るとともに、指定緊急避難場所及び避難路沿い等に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難ができるよう整備しておくものとします。



## 風水害対策

### ■予防対策

市、稚内開発建設部、宗谷総合振興局が、台風や前線による河川の増水や氾濫及び土砂災害等の発生に備えて実施する各種予防対策は次のとおりです。

- ・河川及び下水道等の整備
- ・高波、高潮、津波等危険区域の整備
- ・土砂災害危険区域の整備
- ・風水害予防体制の強化

### ■応急対策

風水害にかかる気象情報を基に応急体制をとり、危険区域の巡視・警戒等速やかな応急対策を実施します。

- ・情報の収集と伝達体制
- ・警戒及び応急対策
- ・避難活動

### ■避難勧告・指示

市長は、雨量、河川の水位データ等の河川情報や巡視により、浸水のおそれがある区域に避難のための立ち退き又は指示を発令します。水防作業を必要とする異常事態が発生したときは被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し迅速的確に作業を実施するものとしします。

観測所名	所管区分	種 別	河川名	位 置	水防団待機 水位 (m)	はん濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	はん濫危険 水位 (m)
四線橋	北海道	水位	増幌川	増幌	3.50	4.50	—	6.97
声問橋	北海道	水位	声問川	声問 3	0.90	1.20	—	—
声問川	北海道	水位	声問川	声問	0.89	1.19	—	—
小松橋	北海道	雨量・水位	声問川	沼川	10.40	10.90	—	—
ウヰナイ川	北海道	雨量・水位	ウヰナイ川	潮見 4	1.85	2.01	2.12	3.15

土石流、崖崩れ等土砂災害の危険地区においても、降雨の状況や巡視によって危険があると判断されるときは避難のための立ち退き又は指示を命ずるものとしします。

土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年5月8日法律第57号)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所数は、下表のとおりです。土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとしします。

自然現象の種類	土砂災害警戒区域	内特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	6	6
土石流	10	1
地滑り	0	0
指定箇所数 計	16	7

## 雪害対策

道路交通の確保、居住環境の向上、交通ライフラインの確保、雪崩災害の防止、融雪出水災害の防止などの取り組みが行われてきました。市は今後も雪に強い地域づくりを推進し、特に次のような取り組みをしていきます。

- (1) 道路除雪
- (2) 雪に強い住宅づくり（克雪住宅の推進）
- (3) 自助による除雪作業中の事故の防止対策
- (4) 地域コミュニティの共助による雪処理等
- (5) 空き家等に関する対策
- (6) 農林水産業被害への対応

### 孤立予想地域に対する対策

- ア 食料、燃料等の供給対策
- イ 医療助産対策
- ウ 応急教育対策

### ■指定避難所対策

市は、指定避難所における暖房等の需要の増大に備え、必要資機材の備蓄に努めるほか、民間企業等との協定締結による資機材の確保に努めます。また、電力供給が遮断された場合に備えて、非常電源等の確保に努めるものとしします。

### ■異常降雪時における除雪

異常降雪時においては、交通量、消防対策等を十分に考慮し、関係機関の除（排）雪計画に基づいて主要幹線から順次、除（排）雪を実施するものとしします。

### ■気象情報等の把握

融雪期においては、地域内の積雪状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとしします。

## 海上災害対策

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、市は防災関係機関が相互に協力して必要な救護措置を講じます。

## 林野火災対策

林野火災の予消防対策を推進するため、稚内市林野火災予消防対策協議会を設け構成機関相互の連絡、情報交換計画の実施及び指導等、予消防対策の円滑な実施を図ります。

## 大規模な火事対策

市及び消防本部は、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、大規模な火事災害に対する強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成等必要な予防対策を実施します。

その他、地域防災計画では以下の個別災害に対する対応策についても策定しています。

鉄道災害

道路災害

危険物及びその他の対策

航空災害

## 指定緊急避難場所一覧 (津波を対象とします。)

No.	名 称	所 在 地
1	富士見 1 丁目バス停裏山	富士見 1 丁目
2	稚内市総合体育館裏山	富士見 4 丁目
3	富士見団地裏山	富士見 5 丁目
4	ウロンナイ神社裏山	西浜 1 丁目
5	稚内西小中学校裏山	西浜 2 丁目
6	泉宅裏山	西浜 2 丁目
7	マタルナイ地区裏山	西浜 3 丁目
8	道道稚内天塩線	西浜 4 丁目
9	抜海配水池	抜海
10	抜海神社裏山	抜海
11	航空自衛隊稚内分屯基地高台	ノシャップ
12	宗谷岬公園	宗谷岬

## 津波避難ビル一覧

No.	名 称	所 在 地
1	氷雪荘	中央 1 丁目 6-13
2	ホテルおかべ 汐彩亭	中央 1 丁目 5-16
3	稚内サンホテル	中央 3 丁目 7-16
4	ANA クラウンプラザホテル稚内	開運 1 丁目 2-2
5	ホテル滝川	港 2 丁目 3-24
6	ニューチコウホテル	大黒 1 丁目 4-26
7	稚内グランドホテル	大黒 2 丁目 13-11
8	ホテル奥田屋	大黒 3 丁目 7-13
9	ホテルメグマ	声問 2 丁目 13-14
10	禅徳寺	宝来 2 丁目 8-13
11	風の宿 宗谷パレス	富士見 4 丁目 1837-1
12	中央団地 62-B-1	開運 2 丁目 1-6
13	宝来団地 15-1	宝来 5 丁目 3-38
14	宝来団地 22-1	宝来 5 丁目 3-39
15	富士見団地 13-1	富士見 5 丁目 1835-1

避難所一覧

指定避難所一覧

No.	名称	所在地	収容 可能人員	電話	指定緊急避難場所		
					土砂災害	地震	津波
1	稚内西小中学校	西浜 2 丁目	500	28-1800	○		
2	稚内市総合体育館	富士見 4 丁目	3,000	28-1111	○		○
3	稚内市青少年会館	恵比須 2 丁目	200	23-7049	○		
4	稚内中学校	宝来 5 丁目	2,000	23-2354	○		○
5	稚内中央小学校	宝来 4 丁目	2,000	23-3042		○	○
6	稚内市体育館	宝来 4 丁目	500	23-3600	○		○
7	稚内総合文化センター	中央 3 丁目	2,000	22-2727			○
8	稚内港小学校	港 4 丁目	2,000	23-6707	○		○
9	稚内南小学校	緑 1 丁目	2,000	23-3329	○		○
10	稚内南中学校	緑 1 丁目	2,000	23-4128	○		○
11	稚内市社会教育センター	緑 2 丁目	1,000	23-6369	○		○
12	稚内市総合勤労者会館	大黒 3 丁目	200	23-3643	○	○	○
13	稚内市勤労青少年体育センター	大黒 3 丁目	500	23-7001	○		○
14	稚内東小学校	潮見 5 丁目	1,500	33-4341	○	○	○
15	稚内東中学校	潮見 5 丁目	1,500	33-7832	○	○	○
16	潮見が丘小学校	富岡 4 丁目	1,000	32-9147	○		○
17	潮見が丘中学校	若葉台 1 丁目	1,000	34-3315	○	○	○
18	旧抜海小中学校	抜海	200	23-6519	○		
19	旧更喜苫内小学校	更喜苫内	100	23-6519	○		○
20	上勇知小中学校	上勇知	100	73-2117	○	○	○
21	旧下勇知小中学校	勇知	300	23-6519	○	○	○
22	声問小学校	声問 5 丁目	1,000	26-2919	○	○	○
23	声問コミュニティセンター	声問 3 丁目	200	26-2541	○		
24	増幌小中学校	恵北	300	26-2850	○	○	○
25	増幌コミュニティセンター	増幌	50	26-2947	○		○
26	旧樺岡小中学校	樺岡	200	23-6519	○	○	○
27	稚内市自然体験施設	上声問	100	74-2474	○	○	○
28	天北小中学校	沼川	1,000	74-2414	○	○	○
29	沼川コミュニティセンター	沼川	200	74-2973	○		○
30	旧豊別小中学校	豊別	100	23-6519	○		○
31	旧上修徳小中学校	天興	100	23-6519	○		○
32	旧曙小学校	曙	100	23-6519	○	○	○
33	旧曲渕小中学校	曲渕	500	23-6519	○		○
34	富磯小学校	富磯	300	77-2012	○	○	○
35	宗谷小学校	宗谷	500	77-2010		○	○
36	宗谷中学校	清浜	500	77-2019	○	○	○
37	大岬小学校	宗谷岬	200	76-2010	○	○	○
38	旧東浦小中学校	東浦	100	23-6519	○		
39	稚内高等学校	栄 1 丁目	540	33-4154	○	○	○
40	稚内大谷高等学校	富岡 1 丁目	580	32-2660	○	○	○
41	稚内北星学園大学	若葉台 1 丁目	470	32-7511	○	○	○
42	宗谷経済センター	中央 2 丁目	190	23-4400	○	○	○
43	稚内市保健福祉センター	中央 4 丁目	320	23-4000	○	○	○
44	稚内鈴蘭幼稚園	港 3 丁目	370	23-3237			○

上記のほか、臨時に公共施設や町内会館等を指定する場合があります。

稚内市地域防災計画  
概要版  
平成〇年〇月  
稚内市防災会議